

## 契約について学ぼう

### P1 契約って何？

**学習目標** 「契約」の基本を知り、契約には責任が伴い、簡単にはやめられないことを理解する。

一人暮らしをすると、「新聞の契約」などの法律行為を自分の判断ですることがあります。安易な契約をせず、必要な契約か良く考え、必要なければきっぱり断ることを身につけさせます。

#### 導入

クイズのQ1をもとに、「契約」は身近なものであること、単なる約束とは違うことを説明します。

[やっくん]の新聞の契約のように、物やサービスを買う(売買契約)、アパートを借りて住む(賃貸借契約)、ガスや電気を使う(供給契約)など、消費者と事業者の間でなされた約束は「契約」です。

#### 契約の成立 「申込み」と「承諾」 “意思表示の合致”

契約は「申込み」と「承諾」の意思表示の合致(お互いの合意)により口約束でも成立します。クイズのQ2で契約の成立時期を具体的に説明します。

契約書は合意の内容を明らかにして後日のトラブルを避けるために作成されるものです。契約の内容に拘束されますので、裏面や小さな字までよく読んで内容を確認することが大切です。

※保証契約など、契約書の作成が法律で定められている場合もあります。

#### 契約の拘束力 一方の都合ではやめられない

契約が成立すると、法的にお互いに契約内容に拘束され、契約に基づいた「権利」と「義務」が生じます。[やっくん]は新聞を配達してもらう「権利」と代金を支払う「義務」が、新聞店は配達する「義務」と代金を請求する「権利」が生じたこととなります。

いったん契約が成立すると、原則として一方の都合で契約内容を変更したり、契約をやめたりすることはできません。

「契約」を軽く考えてはいけません。勧められても、安易に契約をせず、自分にとって必要な契約かじっくり検討し、必要なければきっぱりと断ることが大切です。

#### 契約の基本を確認しましょう

##### 契約の基本

- 契約は「申込み」と「承諾」の意思表示の合致で成立する口頭でも成立する
- 契約には責任が伴う - 「権利」と「義務」
- 契約は一方的にはやめられない

#### クイズ

Q1. 「契約」はどれでしょうか？

- ① コンビニでパンを買った。
- ② ICカードで電車に乗った。
- ③ 友達と映画に行く約束をした。
- ④ レンタルビデオを借りた。

A1. ①、②、④

③は友人間の「約束」で、法律の力で約束を守るよう強制されるものではありません。

Q2. 「契約」の成立時期はいつでしょうか？

～ ケーキを買う時 ～

- ① ケーキ屋さんに行き、「ショートケーキを2個下さい」と申込んだ。
- ② ケーキさんは「はい、ショートケーキ2個ですね」と返事をした。
- ③ ショートケーキを受取った。
- ④ お金を払った。

A2. ②「申込み」(注文)と「承諾」で契約成立

#### 重要 契約自由の原則

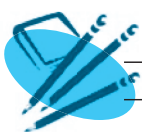
契約は、当事者の自由な意思によることが原則です。(公序良俗に反するものは除きます)

例: 「人にケガをさせる契約」など

- 契約するかどうか
- どのような内容の契約をするのか
- どの相手と契約するのか
- どのような形式で契約するのか

あらかじめ解約の条件や価格などを交渉して決めることもできますし、契約するつもりがなければ断るのも自由です。

若者は断るのが苦手。  
自分でよく考えて決めることが  
「主体的な消費者」への第一歩です。



#### ワンポイント [やっくん]はどうすればよかったのでしょうか？

- 新聞は必要ですか？ - スマートフォンやパソコンで情報を得るか、紙面で読むか
- 断らなかった(断ることができなかった)のはどうしてでしょうか？
- 契約書は読みましたか？ - 契約期間、購読料、クーリング・オフのお知らせ